

【川崎銀柳街の協議・届出について】

1. 協議・届出の適用範囲

川崎銀柳街商業協同組合所有のアーケード内に面した敷地、建物及び店舗に適用します。

2. 協議・届出対象行為

適用範囲内において次の行為を計画している場合、行政への各種手続きの事前に、行為の内容及び工程がわかる図面等資料一式を組合に届出の上、協議を行ってください。

- (1)建物の新築・増改築
- (2)新規出店
- (3)屋外広告物などの新設又は取り替え
- (4)内装工事、外装工事、解体工事、道路を利用して行う各種工事
- (5)その他、組合で届出が必要と認めた行為

《お問い合わせ》

川崎銀柳街商業協同組合 事務局

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 3-7

TEL/FAX:044-233-1666

Jimukyoku1666@ginryugai.or.jp